

現代中国の宗教法人制度について

楊 帥

要 旨 中華人民共和国が建国された後、宗教法人制度は長期にわたり確立されてこなかった。加えて、文化大革命時期に宗教に対する管理は更に困難な状態に陥った。改革開放以降、文化大革命時期の宗教政策の過ちを正す為に、中国は本格的にゼロから段階的に宗教法人制度を創設・改善している。中国共産党の党内文書「中共中央〈1982〉第 19 号文書」は新しい宗教政策を策定し、五つの宗教と七つの宗教組織を公認する。それ以外は全部非公認宗教（組織）ないし邪教（組織）と言える。そのような宗教政策を指針として、中国は「政主教従」の政教関係モデルを形作り、宗教団体法人制度と宗教活動場所法人制度という二つ部分から構成された二重宗教法人制度を設計する。中国の宗教法人制度の設計の難点は、如何に信教の自由の保護と宗教規制の間のバランスを実現するかにある。二重宗教法人制度は非公認宗教組織（邪教組織を含む）と宗教活動に対する締め付けを通じて国民の生命、身体と財産を守り良い社会秩序を維持する役割を果たしているが、宗教的結社の自由が過度に抑圧されると言う副作用をもたらすかもしれない。今後、二重宗教法人制度を如何に改善するかが、中国の宗教事務管理上の重要な課題になる。

キーワード 公認宗教 宗教団体法人 宗教活動場所法人 信教の自由の保護 宗教規制

目 次

- 一、初めに
- 二、現代中国の宗教事情

- (一) 五つの公認宗教と七つの公認宗教組織
 - (二) 非公認宗教（組織）及び邪教（組織）
 - (三) 政教関係モデル：「政主教従」
- 三、二重宗教法人制度の法律構造
- (一) 関連宗教法令の整備状況
 - (二) 宗教団体法人
 - (三) 宗教活動場所法人
- 四、二重宗教法人制度に対する法的分析
- (一) 制度設計の法理
 - (二) 宗教的結社の自由への影響
 - (三) 宗教問題についての諸争点の提示
- 五、終わりに

一、初めに

中華人民共和国（1949年）が建国され、宗教法人制度は長期にわたり確立されてこなかった。加えて、文化大革命時期（1966-1976年）に中国の宗教事務管理は更に困難な状態に陥り、無神論を掲げるマルクス主義に依拠して、当時の中国はすべての宗教を消滅させることに取り組んでいた。改革開放（1978年）以降、文化大革命時期の宗教政策の過ちを正す為に、中国は新しい宗教政策を策定して法的手段を用いて宗教を管理し、本格的にゼロから段階的に宗教法人制度を創設・改善している。宗教事務管理の難点是如何に宗教を規制する際に、信教の自由（特に宗教的結社の自由）への制限を最小限にするかということである。すなわち、信教の自由の保護と宗教規制の間のバランスを如何に実現するかである。中国はその難点にも直面している。宗教法人制度の設計はその難点を解決する重要な一環である。従って、本稿は改革開放以降の宗教政策と宗教法制度に焦点を当てている。

中国の宗教法人制度の問題は憲法上保護される基本的人権たる信教の自由と緊密な関係があるが、事実上中国の憲法学界はそれに対して関心が薄く、研究に多大な力を注いでこなかったと言える⁽¹⁾。その一方で、「民法典」が制定・施行されるにつれて、中国の民法界は宗教法人の問題を一時的に少し熱く議論しているが、宗教法人制度に関する議論は財産保護などの民事上の権

利の側面がかなり強く、信教の自由などの憲法上の権利の側面にはほぼ触れていないと言える。実質的に言えば、中国で信教の自由を保護する根本的な問題は、どのように宗教的結社の自由を保障するかであり、どのような宗教法人制度を創設し、自由に開かれたかつ秩序ある宗教市場を建設するかにあると考えられる。中国が公表する「公認宗教市場」に関する資料とデータのみで、真の中国における宗教の問題点を把握することは困難であるが、宗教法学の視座から中国の関連宗教法令を解析して現代中国における宗教の問題の本質を解き明かすことは依然として可能である。中国宗教法人制度は信教の自由、特に宗教的結社の自由にどのような影響を及ぼしているのか？中国宗教法人制度は「政主教従」と言う中国政教関係モデルをより良く理解するカギである。それ故に、中国の宗教法人制度は中国の政教関係ないし政治体制をより良く理解する為に新しい視角を与えたいと言える。現在、中国の宗教法学界は日本の宗教法人制度に対して深い興味と関心をもちはじめている⁽²⁾、日本の宗教法制は将来の中国の専門的な宗教法制を制定・改善する重要な参考になる。その一方で、日本で中国の宗教法人制度を専門的に研究する文献は相対的に少ないので、本稿は日本の法学界が中国の宗教法人制度ないし政教関係に対する理解を増進するのに、多少の意義があると言えるだろう。

本稿の研究目的は宗教法学の視点により、現代中国における宗教法人制度の本質を解き明かすことである。上述の研究目的を達成する為に、本稿は以下の手順に従って論述を展開する。第二章では、中国の宗教法人制度の設計が依拠する宗教事情を紹介する。第三章では、中国法における宗教法人制度

(1) 刘澎(ほか)「關於『宗教法人』的專題研討紀要(上)」(2016年2月15日)、普世社会科学研究網ウェブサイト、<http://www.pacilution.com/ShowArticle.asp?ArticleID=6568>(最終閲覧日:2024年1月14日)参照。なお、金永完「中国『宗教事務条例』の法的分析」中央学術研究所紀要第49号(2020年)74頁参照。

(2) 現在、中国で日本の宗教法人制度を全面的に研究する著作は既に存在している。例えば、黄晓林:《日本宗教法人制度》,北京大学出版社2019年版。

の構造を解明する。第四章では、二重宗教法人の制度設計の法理を徹底的に分析し、二重宗教法人制度が宗教結社の自由に与えうる影響を考究し、二重宗教法人制度の下で現代中国における宗教の問題についての諸争点をまとめて提示する。

二、中国の宗教事情

（一）公認宗教と公認宗教組織：五つの宗教と七つの宗教組織

宗教学の領域の中で最も重要かつ基本的な問題は、如何に「宗教」の法律上の定義を確定するかであると考えられる。どの宗教⁽³⁾が公認宗教であるか？どの宗教が非公認宗教ないし邪教（「カルト宗教」とも呼ばれる）であるか？宗教と邪教をどのように区別するか⁽⁴⁾？それらの問題について、中国の法体系の中では、「宗教」の明文の定義がない。この点について、中国の宗教法制の事情は日本やアメリカなどの宗教法制の事情と同じであると言える⁽⁵⁾。ただし、日本やアメリカでは、裁判所が信教の自由に関する訴訟の中で個別に「宗教」を識別しようとしてきた⁽⁶⁾。例えば、日本の「津地鎮祭訴訟」控訴審の中で係争対象の「神道」は宗教であるかどうかの一つの争点になり⁽⁷⁾、日本の「久米孔子廟訴訟」差戻後第一審の中で係争対象の「儒教」が宗教であるかどうかの一つの争点になった⁽⁸⁾。それに反して、中国は主に中国共産

(3) 中国で宗教組織、宗教団体、宗教機構及び宗教単位はほぼ同義語だと言え、本文で上述の用語を区別して用いない。

(4) 「当前我国打着基督教旗号的邪教組織基本問題探析」(2017年8月11日)、中国陝西省安康市人民政府ウェブサイト、<https://www.ankang.gov.cn/Content-111802.html>（最終閲覧日：2024年1月14日）参照。

(5) 日本の「宗教法人法」では「宗教団体」の明文の詳細な定義がある（「宗教法人法」第2条）が、「宗教」の法律上の定義がない。

(6) 棟久敬「信教の自由の保護範囲と国家の宗教的・世界観的中立性（2）」一橋法学14巻2号（2015年）683頁の注140参照。

(7) 名古屋高判昭和46年5月14日民集31巻4号616頁参照。

(8) 那覇地判平成30年4月13日民集75巻2号273頁参照。

党の文書と行政機関の行政規範性文書に依拠して「公認宗教」と「非合法公認宗教」（「邪教」を含む）を認定する。当然ながら、「刑法」「司法解釈」に基づいて、中国の裁判所がある程度に具体的な訴訟の中で「宗教」ないし「邪教」を認定できるが、それは主流な手段ではないと考えられる。

具体的に言えば、中国共産党の党内文書「社会主義時期に我が国の宗教問題に関する基本的な観点と基本的な政策について」（中共中央〈1982〉第 19 号文書、1982 年 3 月公布、中国語：「關於我国社会主義時期宗教問題的基本觀點和基本政策」）によると、仏教（漢伝仏教、藏伝仏教と南伝仏教を含む）、道教、イスラム教、カトリック教（旧教・天主教）及びキリスト教（新教・基督教・プロテスタント）⁽⁹⁾ という五つの宗教のみは合法的かつ公認な宗教であって、他国にある他の宗教は中国で非合法的で非公認な宗教又は邪教である。そして、各宗教を代表する合法的で公認な全国レベルの宗教組織の数は全部で 8 つであった。すなわち、中国仏教協会、中国道教協会、中国イスラム教協会、中国カトリック教愛国会、中国カトリック教主教団、中国カトリック教教務委員会（1992 年に中国カトリック教主教団に編入された）⁽¹⁰⁾、中国キリスト教三自愛国運動委員会及び中国キリスト教協会である。ちなみに、中国カトリック教教務委員会は 1992 年に中国カトリック教主教団に編入され、その結果、公認な全国レベルの宗教組織は 7 つになる。（「表 1：「現代中国の公認宗教と公認宗教組織の概況（2018 年まで）」を参照）上述の全国レベルの宗教組織は中国行政区画に基づいて下級の地方レベルの宗教組織を設立できる。それ以外の宗教組織は非合法的で非公認な宗教組織ないし邪教組織だと言える。公認と非公認の区別基準は宗派に依拠せず党の承認に依拠すると言える。

(9) 一般的に、キリスト教はカトリック教、東方正教会とプロテスタントなどの総称である。ただし、キリスト教は中国でプロテスタントを特に指す。

(10) 中国天主教網ウェブサイト、<https://www.chinacatholic.cn/html/report/18060553-1.htm>（最終閲覧日：2024 年 1 月 20 日）参照。

ちなみに、世界でキリスト教は一般的にローマカトリック教、プロテスタント及び東方正教会（オーソドックス）という三つの流派に分けられる。ローマカトリック教、プロテスタントと比べ、中国で東方正教会（オーソドックス）は一部地域にのみ分布しており、国家レベルの影響力を持たないので、「中共中央〈1982〉第19号文書」の中で公認宗教（組織）とされていない。「中国正教会」という宗教組織はモスクワ主教管区に属し、国家レベルの公認宗教組織ではないが、公認の東方正教会の教会（すなわち、宗教活動場所）の数は中国で四つのみある⁽¹¹⁾。だが、ある中国地方においては東方正教会を公認宗教（組織）に承認する状況は存在する。例えば、ロシアと隣接する黒竜江省の地方性法規（日本における「地方条例」に相当）「黒竜江省宗教事務管理条例」（1997年に施行、現在廃止）第2条、第24条及び第31条によると、黒竜江省で東方正教会は五つの公認宗教と同様に公認宗教と見なされ、「中華東正教哈爾濱教会」はその公認宗教活動場所でもある。

表1：現代中国の公認宗教と公認宗教組織の概況（2018年まで）⁽¹²⁾

公認宗教	公認宗教組織	公認宗教活動場所	公認宗教教職人員	公認宗教院校	ホームページ	備考
公認信徒数は2億人近く	全部約5500個	14.4万カ所	38万人余り	91万カ所		
仏教 (統計難い)	中国仏教協会及びその地方レベルの組織	寺院約3.35万(漢伝仏教2.8万余り、藏伝仏教3800余り、南伝仏教1700余り)	約22.2万	41(国家レベル：中国仏学院、中国藏語系高級仏学院)	中国仏教協会(https://www.chinabuddhism.com.cn/)	

(11) ゲオルギー・マナエフ「中国におけるロシア正教：紆余曲折に満ちた道のりを振り返る」(2022年4月21日)、RUSSIA BEYOND ウェブサイト、<https://jp.rbth.com/history/86238-chugoku-okeru-roshia-seikyo> (最終閲覧日：2024年1月14日) 参照。

道教 (統計難 い)	中国道教協会 及びその地方 レベルの組織	宮観 (9000 余 り)	4 万余り	10 (国家レベ ル：中国 道教學院)	中国道教 協会 (http:// w w w . taοist.org. cn/load Data.do)	
イスラム 教 (2000 万 余り)	中国イスラム 教協会及びそ の地方レベ ルの組織	清真寺 (モスク) (3.5 万 余 り)	5.7 万余り	10 (国家レベ ル：中国 イスラム 教經學院)	中国イス ラム教協 会 (http:// w w w . chinaislam .net.cn/ indexh. html)	
カトリック 教 (約 600 万)	中国カトリック 教愛国会及 びその地方レ ベルの組織 中国カトリック 教主教団及 びその地方レ ベルの組織 中国カトリック 教教務委員 会及びその地 方レベルの組 織	教区と教 堂 (教会) (教区 98, 教堂と活 動 堂 点 6000 余 り)	約 0.8 万	9 (国家レベ ル：中国 天主教神 哲學院)	中国カト リック教 網 (https:// w w w . chinacatho lic.cn/ html/ category/ 14040429- 1.htm)	両宗教組織は「一會 一団」と略称 ⁽¹³⁾ 両宗教組織に属しな い「地下教会」を対 照し「地上教会」と も俗称 1992 年に中国カト リック教主教団に編 入される
キリスト 教 (3800 万 余り)	中国キリスト 教三自愛国運 動委員会及び その地方レベ ルの組織 中国キリスト 教協会及びそ の地方レベ ルの組織	教堂と集 会 所 (教 会) (約 6 万)	約 5.7 万	21 (国家レベ ル：金陵 協和神學 院)	中国基督 教 網 (https:// w w w . ccctspm. org/)	両宗教組織は「キリ スト教全国両会」又 は「中国キリスト教 两会」と略称 ⁽¹⁴⁾ 両宗 教組織に属する教会 (実に宗教活動場所 法人である)は一括 で「三自愛国教会」 又は「三自教会」と も俗称、両宗教組織 に属しない教会は一 括で「家庭教会」と 俗に総称

(12) 中国國務院新聞弁公室『「中国保障宗教信仰自由的政策和实践」白書』(2018 年)、中国中央人民政府ウェブサイト、https://www.gov.cn/zhengce/2018-04/03/content_5279419.htm (最終閲覧日：2024 年 1 月 18 日) 参照。

(13) 前掲注 (10) 参照。

(14) 「中国基督教三自愛国運動委員会章程」(2018 年 11 月) 第 1 条と「中国基督教協會章程」(2018 年 11 月) 第 1 条参照。

（二）中国非公認宗教（組織）及び邪教（組織）

1. 非公認宗教と非公認宗教組織

「中共中央〈1982〉第19号文書」の中に含まれない宗教と宗教組織は非公認宗教と非公認宗教（組織）であって、非合法的な社会団体に過ぎないと言える一方で、一定の要件を満たせば、更に邪教組織に認定される可能性がある。

例えば、現代中国キリスト教は二つの類型がある。一つは政府に承認された三自教会であって、もう一つは「中国キリスト教两会」に属しない宗教組織（中国で「家庭教会」と俗に総称する）である。中国キリスト教の領域で、多種多様で政府に承認されない民間キリスト教系の「家庭教会」が存在するが、公認宗教組織としての「中国キリスト教两会」に属しないため、民間の家庭教会は全部非公認的な法律上の地位に位置づけられて非合法的な社会団体と認定され、常に取り締まられる状態に陥る。なお、日本で宗教法人として合法的に活動できるよく知られているキリスト教系の宗教組織「世界平和統一家庭連合」（旧統一教会）は一般的に中国で家庭教会に属し、邪教組織と認定され、政府からの厳しい弾圧と取り締まりに遭っている。邪教組織と認定される民間宗教組織の多くはキリスト教系の家庭教会である⁽¹⁵⁾。それ以外にも中国カトリック教の領域で同じ状況がある。教理であろうと組織であろうと、中国カトリック教の中で最も重要な問題はローマ・カトリック教会の「教皇聖座」（ローマ教皇）又はバチカン市国にある「ローマ教皇庁」の指導を受けるかどうかである。具体的に言えば、中国カトリック教の「地上教会」は「教皇聖座」又は「ローマ教皇庁」の指導を受けずに国家の指導のもとに独立に運営されているが、中国カトリック教の「地下教会」は国家の指導を拒否し「教皇聖座」又は「ローマ教皇庁」の指導を受けて運営されている。「地上教会」の司教の任命は国家の承認をもらわなければならないが、「地下教会」

(15) 前掲注(4)参照。

の司教の任命は「教皇聖座」の承認をもらわなければならない⁽¹⁶⁾。従って、キリスト教系の「家庭教会」のように、カトリック教系の「地下教会」は非公認宗教組織であり非合法的な社会団体に過ぎず、取り締まりの対象になる。今日まで、中国とバチカン市国間で正式な外交関係の確立を阻止する一大懸案は、中国カトリック教会の指導権の帰属をどのように決定するかにあると言えるだろう。

2. 現代中国で認定される邪教（組織）

現代中国で邪教（組織）を認定するには主に二つの方法がある⁽¹⁷⁾。一つは行政機関が主に事前に行政規範性文書（日本の行政機関による「通達」または「通知」に相当）を通じて邪教組織を明示的に列挙することである。もう一つは司法機関が司法解釈に基づいて事後にケースのなかで邪教組織を具体的に認定することである⁽¹⁸⁾。今まで、中国政府が明確に認定した邪教組織の数は既に 25 団体に達している⁽¹⁹⁾。（「表 2：現代中国で認定される邪教（組織）リスト（25 個）」を参照）中国「刑法」第 300 条第 1 項、第 2 項はそれぞれ「会道門⁽²⁰⁾、邪教組織を組織・利用し、又は迷信を利用し、法律の施行を破壊する罪」と「会道門、邪教組織を組織・利用し、又は迷信を利用し、他人を死亡させる罪」という二つの犯罪行為の類型を創設する⁽²¹⁾。中国は「刑法」に

(16) この問題を妥当に解決する為に、2018 年、中国とローマ・カトリック教会の「教皇聖座」は『中梵主教任命臨時協議』を暫定に締結した。それによって、中国カトリック教会の司教の任命は同時に中国政府と「教皇聖座」の承認を受けなければならない。新華社「中国同梵蒂岡就有關問題簽署臨時性協議」（2018 年 9 月 22 日）、中国中央人民政府ウェブサイト、https://www.gov.cn/xinwen/2018-09/22/content_5324672.htm（最終閲覧日：2024 年 5 月 12 日）参照。

(17) 曇杉「浅論我国依法治理邪教問題的法律實踐」（2019 年 4 月 29 日）、広東省反邪教網ウェブサイト、https://www.gdsfxj.com/tjyd/content/post_82565.html（最終閲覧日：2024 年 1 月 14 日）参照。

(18) 曇・前掲注 (17) 参照。

(19) 曇・前掲注 (17) 参照。

(20) 「会道門」とは、中国の民間で迷信活動を展開する組織を主に指す用語である。

依拠し非公認宗教（組織）ないし邪教（組織）を強力に規制できる。

同時に、刑事事件の立件基準を満たさない場合（犯罪にならない場合）においても、「治安管理条例」第27条によると、他人を組織・教唆・強迫・誘惑・扇動して邪教の活動、会道門の活動に参加させ、会道門、邪教組織、迷信活動を利用して社会秩序を擾乱し若しくは他人の身体健康を害し、又は、宗教、気功の名義を冒用して社会秩序を擾乱し若しくは他人の身体健康を害すれば、行政拘留、過料などの行政罰に処せられる。

中国行政機関が発布した行政規範性文書の中で、邪教組織の認定基準が明文で規定されているだけでなく、更に邪教組織が直接的に列挙されている。具体的に言えば、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁が連合に発布した行政規範性文書の中で、「呼喊派」「門徒会」「全範圍教会」「靈量教」「新約教会」「観音法門」「主神教」など全部7個の宗教組織は邪教組織と認定される。なお、中国公安部が発布した行政規範性文書の中で、「被立王」「統一教会」「三班僕人派」「靈仙真仏宗」「天父的儿女」「達米宣教会」「世界以利亞福音宣教会」「常受」「能力主」「中華大陸行政執事駅」「實際神」「華南教会」「耶穌基督血水聖靈全備福音布道団」「円頓法門」など全部14個の宗教組織は邪教組織と認定される。それだけでなく、法的効力を実質的に發揮する司法解釈（中国で法律に相当）の中に、「邪教」に関する法律上の定義もある。具体的に言えば、「最高人民法院、最高人民検察院による邪教組織を組織・利用して法律の実施を破壊するなどの刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」（法釈〔2017〕3号、中国語：「關於弁理組織、利用邪教組織破壞法律施行等刑事案件適用法律若干問題的解釋」）の第1条は「宗教、気功を冒用して又は他の名目を使用して主要な人物を建立・神化・鼓吹し、迷信邪説を作って流布するなどの手段を利用して他人を惑わして欺き、信徒を増やしてコン

(21) 最高人民検察院による「刑法分則が規定している犯罪の罪名の適用に関する意見」（高檢発釋字〔1997〕3号）第266点と第267点を参照する。

トロールし、社会を害する不法組織は刑法第 300 条が規定している「邪教組織」だと認定されるべきである」と規定している。その結果、上述の認定基準が定立されるので、もし不法組織が上記の要件を満たせば、更に司法機関に邪教組織と認定される可能性が充分にあると言える。今まで、具体的な訴訟の中で、「全能神」「銀河連邦」「華藏宗門」など三つの組織は裁判所に邪教組織と認定されたことがある。

注意すべきは「法輪功」である。「法輪功」は中国の民間で常に「邪教組織」と呼ばれるにもかかわらず、実は「法輪功」は中国において認定される邪教組織のリストに入っていなかった。1999 年に中国民政部が発布した「法輪大法研究会の取り締まりに関する決定」に基づいて、「法輪功」は邪教組織としてではなく、非合法的社会団体として政府に取り締まられました。邪教組織であろうと非合法的社会団体であろうと、呼称が異なるにもかかわらず、政府に厳しく取り締まられ弾圧された結果は同じであると言える。「法輪功」は中国で実質の邪教組織と認識されていると考えられる⁽²²⁾。

総じて言えば、中国社会生活においては概ね公認宗教・公認宗教組織、非公認宗教・非公認宗教組織という二種類の宗教・宗教組織が存在している。そして非公認宗教・非公認宗教組織は一定の要件を満たせば、更に政府に邪教・邪教組織と認定されうる。公認宗教（組織）と非公認宗教（組織）の違いは教理、組織モデルなどの内容上の点でなく、むしろ国家権威を体現する「党规」「国法」に容認されるかどうかという形式上の点であろう。その中で「国法」は「中共中央〈1982〉第 19 号文書」を代表とする「党规」が確立した宗教政策に依拠しなければならない。

(22) 「國務院新聞弁就依法處理“法輪功”答記者問」（2001 年 1 月 15 日）、中国新聞網ウェブサイト、<https://www.chinanews.com.cn/2001-01-15/26/66477.html>（最終閲覧日：2024 年 5 月 14 日）参照。

表2：現代中国で認定される邪教(組織)リスト (25 個)⁽²³⁾

認定部門	認定根拠	邪教(組織)	備考
中国共産党中央弁公庁 と国務院弁公庁 (7 個)	關於転発『公安部關於查禁取締「呼喊派」等邪教組織的情況及工作意見」的通知』(庁字 [1995] 50 号)	「呼喊派」「門徒会」「全範圍教会」「靈靈教」「新約教会」「觀音法門」「主神教」	仏教系及び気功系の邪教組織の数は6個 キリスト教系の邪教組織の数は18個
中国公安部 (14 個)	「中華人民共和国公安部關於认定和取締邪教組織若干問題的通 知」(公通字 [2000] 39 号) 「中華人民共和国公安部關於认定和取締邪教組織若干問題的通 知」(公通字 [2005] 39 号)	「統一教会」「被立王」「三班僕人派」「靈仙真仏宗」「天父の儿女」「達米宣教会」「世界以利亞福音宣教会」「常受教」「能力主」「中華大陸行政執事駅」「實際神」「華南教会」「耶穌基督血水聖靈全備福音布道団」「円頓法門」	
中国の 裁判所 (3 個)	山東省烟台市中級人民法院	「關於弁理組織和利用邪教組織犯罪案件具体応用法律若干問題的解 釈」(現在廢止)	「全能神」
	広西南宁市某区人民 法院	「刑法」第 300 条	「銀河連邦」
	広東省珠海市 中級人民法院	「刑法」第 300 条	「華藏宗門」(「華藏心法」「華藏玄門」「華藏法門」と別称)
中国民政部 (1 個)	『「法輪大法」研究会の取り締まりに関する決定』(行政規範性文書)	「法輪大法」(「法輪功」とも呼ばれる)	「法輪功」は法律上の邪教組織でない非合法的社会団体として国に取り締まれるが、中国で実質の邪教組織と認識される ⁽²⁴⁾

(三) 政教関係モデル：「政主教従」

宗教学の視座から宗教問題を論ずるなら、「政教分離」と「信教の自由」という二つの重要なコンセプトに触れなければならない。ただし、真の中国における宗教の問題点を発見・分析する為に、三権分立を定めたアメリカ、

(23) 曇・前掲注(17)を参考にして筆者がこのリストを作成する。

(24) 後ほど、具体的な訴訟の中で、「法輪功」も裁判所に邪教組織と認定された。「『法輪功』メンバー 37 人に有期懲役の一審判決」(2004 年 2 月 5 日)、中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイト、http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/zt/xjflg/200402/t20040205_1988624.htm (最終閲覧日：2024 年 5 月 13 日) 参照。

日本などの国と異なり、マルクス・レーニン主義を公式的な国家理論として採用する中国では、簡単にそのような西洋風な憲法理論を適用できるかどうか、大きな疑問が生じるだろう。

政教分離と政教一致という二つの理念モデルを単純に適用するのでは中国の政教関係の本質を理解・把握することができない。中国の政教関係モデルは日本、フランス、アメリカなどのような政教分離でも、イスラム教を国教とするイスラム諸国のような政教一致でもない。あえて言えば、中国の政教関係モデルは「政主教補」又は「政主教従」である。簡単に言えば、中国の政教関係は以下の特徴を持つ。

第一に、宗教は必ず社会主義社会に適応しなければならないので、公認宗教組織及びそれに属する公認宗教活動場所は党の指導と政府の管理を受けなければならない（即ち「宗教の中国化」⁽²⁵⁾。中国共産党による指導の下で政教関係を取り扱わなければならない。例えば、公認宗教組織及びそれに属する公認宗教活動場所の指導者の選任には政府の承認が必要である。公認宗教の教義は党の路線、方針、政策と国家の法律に符合しなければならない（いわゆる「宗教教義の中国化」）。

第二に、公認宗教組織の指導者は「人代代表」又は「政協委員」として各級の人民代表大会（中国の国家権力機関）と政治協商会議（中国の国家政治助言諮問機関）に参加して国家政治に公式的に関与し、影響を与えることができる⁽²⁶⁾。

第三に、公認宗教組織及びそれに属する公認宗教活動場所には政府からの財政支援が与えられる⁽²⁷⁾。アメリカでは「レーモン訴訟」（1971 年）の中で、政教分離を確保する「レーモン・テスト」と言う司法基準が確立され⁽²⁸⁾、日本では「津地鎮祭訴訟」最高裁判決（1977 年）の中で「レーモン・テスト」の影響を受けた「目的・効果基準」が採用された⁽²⁹⁾。しかし、中国ではそのよ

(25) 金・前掲注 (1) 44-45 頁、75 頁参照。

うな政教分離を確保する基準を運用する余地がないと言っても過言ではない。

第四に、中国は非公認宗教組織特に邪教組織を厳しく取り締まることに取り組んでいる。

あらかじめ上述の特徴を把握するのは下述の中国の宗教法人制度を理解することに役立つはずである。

三、現代中国の宗教法人制度の構造

一言で言えば、中国の宗教法人制度は「宗教団体法人制度」と「宗教活動場所法人制度」という二つ部分から構成されている。（「団体+場所」二重宗教法人制度と言える）⁽³⁰⁾。

（一）関連宗教法令の整備状況

(26) 黄志輝（中国国家宗教事務局弁公室主任）「讓中国宗教成實現中国夢的積極力量」（2013年7月30日）、中国共産党新聞網羅ウェブサイト、<http://cpc.people.com.cn/n/2013/0730/c367386-22381063.html>（最終閲覧日：2014年1月14日）参照。なお、國務院新聞辦公室が発表する「『中国保障宗教信仰自由的政策和实践』白書」（2018年）によると、具体的に言えば、中国共産党は「政治上で団結と協力」「信仰上で相互に尊重」の原則を堅持して政（党）教関係を処理するので、2018年まで約2万人の宗教人員各級の人民代表大会と政治協商會議の代表と委員を努めて積極的に政治問題の解決を関与、議論し、1991年から党と国の指導者は毎年全国レベルの宗教団体の指導者と共に座談会を開き彼らの意見を聞き取り、全国各地で党政幹部と宗教人員の間で理解を含め仲間づくりメカニズムを建立する。中・前掲注（10）参照。

(27) 「2022年度甘肅省基督教三自愛国運動委員会部門決算公開说明」（2013年8月23日）、中国甘肅統一戦線ウェブサイト、<https://www.gsswtzb.gov.cn/news/show-44505.html>（最終閲覧日：2024年1月14日）参照。

(28) Lemon v. Kurtzman, 403 U.S.602 (1971), 転引自 [美] 小 W・科爾・德拉姆 (W.Cole Durham, Jr.)、[美] 布雷特・G・沙夫斯 (Brett G.Scharffs)：《法治與宗教：国内、国际和比較法的視角》，隋嘉濱等譯，中国民主法制出版社2012年版，第143-145頁。なお、小林武「『那覇市・孔子廟訴訟』最高裁判決における政教分離の判断方法」愛知大学法学部法経論集（2022年）126-127頁参照。

(29) 小林・前掲注（28）120-121頁参照。

改革開放以降、中国は本格的に宗教事務に関する法令の整備を推進し始める。「党規」たる「中共中央〈1982〉第 19 号文書」は既に中国の宗教政策を策定し、後で制定された最高の「国法」たる中国現行憲法（以下「82 憲法」という）第 36 条（「信教の自由」条文）の制定の指針になると言える。

「82 憲法」第 36 条は信教の自由を規定している個別条文であって四つの項から構成される。その条文の第 1 項は「中華人民共和国の公民は、信教の自由を有する」、第 2 項は「いかなる国家機関・社会团体又は個人も、公民に宗教の信仰又は不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しない公民を差別してはならない」、第 3 項は「国家は、正常な宗教活動を保護する。何人も、宗教を利用して、社会秩序を乱し、公民の身体健康を損ない、国家の教育制度を妨害する活動を行ってはならない」、第 4 項は「宗教団体と宗教事務は、外国勢力の支配を受けない」とそれぞれ規定している⁽³¹⁾。アメリカ憲法修正第 1 条の「国教樹立禁止」条項と日本国憲法第 20 条の「信教の自由」条項によると、アメリカでも日本でも、基本的に「政教分離」と「信教の自由」を確立する。伝統的な憲法理論によれば、「信教の自由」は「内面の自由」と「外面の自由」に分けることができ、「外面の自由」は「宗教行為の自由」と「宗教的結社の自由」に区別され、同時に「政教分離」は「信教の自由」の制度的保障だと理解される⁽³²⁾。西洋の憲法理論を応用して「82 憲法」第 36 条を分析すれば、第 1-2 項は主に「内面の自由」に関する規定であり、第 3 項の前段と第 4 項は主に「宗教結社の自由」に関する規定であり、第 3

(30) 馮玉軍「『民法総則』確立宗教法人制度有何意義」（2017 年 6 月 15 日）、中国チベット自治区人民政府ウェブサイト、https://www.xizang.gov.cn/xwzx_406/ztzl_416/cxzt/xzzzqrmzffzyjzx/zxdt/gwyfzyjzx/201901/t20190117_51624.html（最終閲覧日：2024 年 1 月 14 日）参照。

(31) 萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編『アジア憲法集（第 2 版）』（明石書店、2007 年）171 頁。

(32) 芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法（第八版）』（岩波書店、2023 年）166-167 頁参照。
 なお、笹川紀勝「信教の自由と政教分離の原則の関係」国際基督教大学学報・II-B, 社会科学ジャーナル 30 (1) 巻 (1991 年) 21-46 頁参照。

項の後段は主に「宗教行為の自由」に関する規定である。特に「宗教結社の自由」の規定の中で、「正常な宗教活動」という文言は更に解釈する必要があり、「正常な宗教活動」は中国の現行宗教関連法令の立法意図を解明するカギであると考えられる。その文言の真意を究明する努力が必要である。また、「82憲法」においては宗教法人制度に関する規定はないように見うけられる。

現在、中国の特色ある社会主義の法律体系が既に構築されたと言われるが、専門的な宗教事務に関する「宗教法」（日本の「宗教法人法」に相当）は制定されていない。日本では「宗教法人法」という宗教組織に法人格を賦与する専門法律があるが、中国ではそのような専門法律がなく、宗教事務に関する法律規範は主に様々な部門法、宗教行政法規（日本の内閣による政令に相当）、地方性法規⁽³³⁾（日本の地方公共団体による地方条例に相当）及び宗教部門規章（日本の各省による省令に相当）などに散見される。本稿では、以下の宗教事務に関する主な法律規範を体系的に整理する。（表3：「現代中国の現行宗教関連法令一覧表」参照）

表3：現代中国の現行宗教関連法令一覧表

規範等級	名称	備考
党规	「中共中央〈1982〉第19号文書」など	
憲法	「82憲法」第36条	「信教の自由」条項
法律	「中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会關於取締邪教組織、防範和懲治邪教活動的決定」（1999年10月30日第九届全国人民代表大会常務委員会第12次會議通過）（法律に相当）	専門な宗教事務に関する「宗教法」は制定しない
	「刑法」	
	第251条	「国家機関の職員が公民の信教の自由を不法に剝奪する罪」
	第300条第1項、第2項	「会道門、邪教組織を組織・利用し、又は迷信を利用し、法律の施行を破壊する罪」「会道門、邪教組織を組織・利用し、又は迷信を利用し、他人を死亡させる罪」
	「治安管理処罰法」第27条	2013年に施行

(33) 中国の省レベルと区を設置する市レベルの地方人民代表代表及びその常務委員会は本行政区の宗教事務に関する地方性法規を制定できる。

司法解釈	「最高人民法院、國務院宗教事務局關於寺廟、道觀房屋產權歸屬問題的復函」 「關於弁理組織、利用邪教組織破壞法律施行等刑事案件適用法律若干問題的解釋」	(1981 年 1 月 27 日[81]法民字第 2 号、[81] 宗發字第 16 号) (法積 [2017] 3 号)
行政法規	「宗教事務條例」 「國內外國人宗教活動管理規定」	2005 年に施行、2017 年に改正 1994 年に施行
部門規章	「宗教団体管理弁法」 「宗教活動場所管理弁法」 「宗教活動場所財務管理弁法」 「互連網宗教信息服务管理弁法」 「宗教院校管理弁法」 「宗教教職人員管理弁法」 「外国人宗教活動管理規定施行細則」 「宗教院校教師資格認定和職稱評審招聘任弁法（試行）」 「宗教院校学位授予弁法（試行）」 「イスラム教朝覲事務管理弁法」 「藏伝仏教学術授予弁法（試行）」 「藏伝仏教寺廟管理弁法」 「藏伝仏教活仏転世管理弁法」	2020 年に施行 2023 年に施行 2022 年に施行 2022 年に施行 2021 年に施行 2021 年に施行 2000 年に施行、2010 年に改正 2013 年に施行 2013 年に施行 2020 年に施行 2015 年に施行 2010 年に施行 2007 年に施行
地方性法規	「北京市宗教事務條例」「上海市宗教事務條例」 「広東省宗教事務條例」「浙江省宗教事務條例」 「新疆ウイグル自治区宗教事務條例」 「内蒙古自治区宗教事務條例」「黒竜江省宗教事務條例」「湖北省宗教事務條例」など	中国の省レベルの各行政区（省、自治区と直轄市を含む）はほぼ本行政区の宗教事務に関する地方性法規を制定した
地方政府規章	「上海市宗教印制品管理弁法」「西藏自治区实施「宗教事務條例」弁法」「広州市宗教活動場所管理弁法」など	中国の省レベルと区を設置する市レベルの地方人民政府は本行政区の宗教事務に関する地方政府規章を制定できる
行政規範性文書	「国家宗教事務局關於印發「宗教活動場所法人章程示範文本」的通知」「国家宗教事務局 民政部關於宗教活動場所辦理法人登記事項的通知」「国家宗教事務局關於印發「宗教事務部分行政許可項目实施弁法」的通知」など	宗教事務に関する「通知」又は「通達」は基本的に国家宗教事務局に發布される（中国国家宗教事務局ウェブサイト、 https://www.sara.gov.cn/ ）
各宗教組織の内部規章制度	「中国基督教三自爱国運動委员会章程」 「中国基督教協會章程」「中国イスラム教協會章程」「中国カトリック教団章程」「中国カトリック教爱国会章程」 「中国仏教協會章程」「中国道教協會章程」など	七つの公認宗教組織の内部規章制度

（二）宗教団体法人

1. 宗教団体の設立登記と法人登記の限定的な分離

「民法通則」（日本「民法」の第一編「総則」に相当）が1986年に制定される以前、宗教（組織）は事実上既に存在していたが、中国では宗教法人制度が創設されていなかったため、公認宗教（組織）であろうと、非公認宗教（組織）であろうと、いずれも法人格を備えていなかった。宗教（組織）は当然に、又は宗教市場は法律規範が制定される前から、既に自然に存在している。文化大革命時期においては、たとえ公認宗教（組織）だとしても、政府からの厳しい取り締まりと弾圧を受けざるを得なかった。まして非公認宗教（組織）ならなおさらである。公認宗教（組織）であろうと、非公認宗教（組織）であろうと、全ての宗教（組織）は地下で密かに宗教活動を執り行われなければならなかったと言える。改革開放時期に入ると、「中共中央〈1982〉第19号文書」が發布されたことに端を発し、しだいに中国共産党は宗教政策を見直し始めた。公認宗教（組織）は地上に帰って政府の支持、保護ないし管理のもとで公然と宗教活動を執り行うことができるようになった。その一方で、非公認宗教（組織）は事実上依然として地下で密かに宗教活動を執り行われなければならない。中国共産党の宗教政策は今でもほぼ変わることがない。

「宗教事務条例」（2005年に施行）第6条第1項の規定に基づいて、宗教団体（「宗教組織」とも言える）の設立、変更、抹消は「社会团体登記管理条例」の規定に従って登記（「登録」とも言える）を行わなければならない。それ故に、宗教団体は「社会团体登記管理条例」に従って、社会团体法人格を取得しなければならない。旧「社会团体登記管理条例」（1989年に施行、1998年に廃止）第2条、第12条の規定に基づいて、社会团体は設立の申請が政府に批准・登記されて初めて活動を展開でき、さらに全国レベルの社会团体は同時に法人格を備えなければならない。言い換えれば、全国レベルの社会团体（全国レベルの宗教団体を含む）は設立の申請が政府に批准・登記される際に、同時に政府から法人格を取得して始めて、社会团体法人として活動を展開で

きる (政府が発行する「社会团体法人登記証書」をもらえる)。これと異なり、地方レベルの社会团体 (地方レベルの宗教団体を含む) は法人格を備えなくても、設立の申請が政府に批准・登記されるだけで非法人組織として活動を展開できると言える (政府民政部門が発行する「社会团体登記証書」をもらえる)⁽³⁴⁾。

2. 宗教団体の設立登記と法人登記の不可分一体化

日本はドイツを代表とする大陸法系の伝統的な法人分類方法を採用し、社団法人と財団法人との二大法人類型を導入する。しかも、「宗教法人法」によって、宗教法人のような特殊法人類型も創設されている。しかし、中国は大陸法系の伝統的な法人分類方法を採用しない。中国は 1986 年に「民法通則」を制定し、初めて宗教団体法人制度を創設した。「民法通則」の中で、計画経済時代の「(労働) 単位主体」を基準として「機関法人」「事業単位法人」「企業法人」「社会团体法人」という四つの法人類型が創立された⁽³⁵⁾。「民法通則」第 77 条は「社会团体 (宗教団体を含む) の合法的な財産が法律で保護される」と規定している。この規定によって、「民法通則」は宗教団体を独立の法人類型に規定せず、ただ宗教団体を社会团体の一つの種類として言及している。それにもかかわらず、中国法体系の中で、宗教団体は初めて社会团体として法律上の合法的な地位を取得した。すなわち、宗教団体は「社会团体登記管理条例」に基づいて政府に申請して社会团体法人になることができる。それによって、宗教団体は社会团体法人として多種多様な権益を享受できる。

新「社会团体登記管理条例」(1998 年に施行、2016 年に改正) の第 12 条、第 15 条によると、設立登記を申請することと法人格を取得することは別々ではなく、必ず同時に行われるのである。すなわち、全国レベルの社会团体で

(34) 徐玉成「試析中日宗教法人制度之異同」(2019 年 7 月 25 日)、普世社会科学研究網羅ウェブサイト、<http://www.pacilution.com/ShowArticle.asp?ArticleID=9759> (最終閲覧日: 2024 年 1 月 14 日) 参照。

(35) 馮・前掲注 (30) 参照。

であろうと、地方レベルの社会团体であろうと、いずれも政府から設立登記を受けると同時に法人格を取得して始めて（政府民政部門が発行する「社会团体法人登記証書」をもらえる）、宗教活動を展開できる。従って、新「社会团体登記管理条例」（1998年に施行、2016年に改正）の下で宗教団体の設立登記と法人登記は一体化した。現在、全国レベルの宗教団体であろうと、地方レベルの宗教団体であろうと、いずれも政府から設立登記を受け、法人格を取得できれば、宗教活動を展開できる。

旧「社会团体登記管理条例」（1989年に施行、1998年に廃止）第8条によると、社会团体法人は登記管理部門と業務主管部門という二つの部門から日常的な管理を受けねばならない。具体的には、宗教団体法人は宗教事務行政部門と民政部門という二つの部門による日常的な管理を受けなければならない。そして、新「社会团体登記管理条例」（1998年に施行、2016年に改正）第9条によると、宗教団体は宗教事務行政部門の事前の審査と同意を受けた後で民政部門に設立登記を申請できる。すなわち、宗教団体は宗教事務行政部門と民政部門という二つの部門の審査と同意を受けて初めて法人格を取得でき、その後、宗教活動を展開できる。ちなみに、注意すべきは、新「社会团体登記管理条例」（1998年に施行、2016年に改正）の制限規定たる第13条第2号によると、仮に同一行政区域内において同じ業務範囲又は類似の業務範囲がある社会团体が既に設立されており、新しい社会团体を設立する必要がないと政府に判断されれば、この時ある社会团体が政府に設立登記を申請する際に設立登記を批准しない結果を受けるかもしれない。言い換えれば、同一行政区域内において、同じ業務範囲又は類似の業務範囲の中で一つの社会团体しか設立できない。例えば、ある都市で某市仏教協会（公認仏教組織）が既に設立されている場合、再び某市仏教協会に似た他の市レベルの仏教協会を設立する必要はないと政府に判断されるかもしれない。更にもう一つの例を挙げれば、ある都市で某市キリスト教三自愛国運動委員会と某市キリスト教協会（公認キリスト教組織、中国語で「某市キリスト教両会」という）

が既に設立されている場合た、再び「某市キリスト教両会」に似た他の市レベルのキリスト組織を設立する必要はないと政府に判断されるかもしれない。これが、多数のキリスト教系の「家庭教会」が設立登記を受けられず、法人格をも付与されない法律上の原因の一つであると言える。

総合的に言えば、宗教団体法人は社会団体法人である。中国で法人格は宗教市場における優遇を獲得するクーポン券ではなく宗教組織が宗教市場に進出するための通行許可証だといえる。例え公認宗教組織だとしても法人格を取得して初めて合法的に宗教活動を展開できる。同時に公認宗教組織は法人格があるので、法人銀行口座を開設し、宗教事業を展開し、財産を保護し、訴訟案件に独立に参加する(原告適格)などの権益を享受できる。それ故に、この宗教団体法人制度は非公認宗教の権益保護のためではなく、公認宗教組織の権益保護の為にオーダーメイドされていると言える。従って、非公認宗教組織は宗教団体法人格を取得できず、宗教活動を展開すれば、政府に非合法的な社会団体ないし邪教組織と認定されて取り締まられる恐れがあると言える。それに反して、日本では、宗教団体は法人格がなくても依然として宗教活動を展開でき、宗教法人法による法人格の付与は、宗教市場において優遇税制などの利益を享受できるためのクーポン券のようである。

(三) 宗教活動場所法人

1. 公認宗教活動場所の設立登記：登記宗教活動場所になること

「民法通則」には、宗教活動場所法人に関する規定がない。「宗教活動場所管理条例」(行政法規、1994年に施行、2005年に廃止)「宗教事務条例」(行政法規、2005年に施行、2017年に改正)「宗教活動場所登記弁法」(部門規章、1994年に施行、2005年に廃止)「宗教活動場所設立審批と登記弁法」(部門規章、2005年に施行、2023年に廃止)「宗教活動場所管理弁法」(部門規章、2023年に施行)などの関連宗教法令を総合的に見れば、①まず公認宗教組織が政府宗教事務管理部門に宗教活動場所の設立準備の申請を提出し、②そして宗教活動場所は設立準備が政府に批准されてから建設が終わった後、③宗教活動場

所の管理組織が再び政府宗教事務管理部門に宗教活動場所の設立登記の申請を提出し、④最後に宗教活動場所は「宗教活動場所登記証」を取得してから宗教活動を合法的に組織して行える。すなわち、例え法人格がなくても、設立登記を通過できる「登記宗教活動場所」は宗教活動を展開できる（政府宗教事務部門が発行する「宗教活動場所登記証」をもらえる）。なお、宗教活動場所は必ず当該宗教活動場所の管理組織の直接的な管理を受け、公認宗教組織の領導と監督を受けなければならない。

なお、異なる宗教活動場所の間には隷従関係がなく、それぞれ独立に運営されている。当然ながら、異なる宗教活動場所は同じ公認宗教組織の領導・監督を受け得る。それによって、日本のように多数の宗教活動場所を持つ包括教団は中国法律上で存在しないと言え、各宗教活動場所は日本のような単位宗教団体（即ち、宗教活動場所は公認宗教組織に隷従）又は単立宗教団体（即ち、各宗教活動場所は相互独立）によく似ている。当然ながら、「宗教活動場所登記証」をもらえる宗教活動場所はほぼ公認宗教組織に属する宗教活動場所であると考えられる。非公認宗教組織に属する宗教活動場所は事実上「宗教活動場所登記証」をもらえず合法的に宗教活動を組織して行うことはできないと言えるだろう。旧「宗教事務条例」（2005年に施行）第12条によると、宗教を信仰する国民（信教国民）は「宗教活動場所登記証」をもらう宗教活動場所だけの宗教活動に参加できる。そうでないと、政府に「不正常の宗教活動」「不法集会」と認定されるかもしれない。「宗教活動場所管理弁法」（部門規章、2023年に施行）第16条によると、宗教活動場所は教会、教派又は人名などを用いて命名されることができない。従って、宗教活動場所は宗派的側面を備えず、単なる宗教活動を運営する場所のみである

2. 登記宗教活動場所の法人登記：宗教活動場所法人になること

宗教活動場所が法人格がなくても宗教活動を展開できるとは言え、法人格がないので、宗教活動場所は法人銀行口座を開設し、宗教事業を展開し、財産を保護し、訴訟案件に独立に参加する（原告適格）などの権益を享受でき

ない。それ故に、宗教活動場所の権益の保護を更に強化する為に、中国では宗教事務に関する新しい法人類型が創設された⁽³⁶⁾。「民法総則」(2017に制定)は新しい法人体系を構築し、営利性を基準として「非営利法人」「営利法人」を創設し、そして「特殊法人」を補充的に創設する⁽³⁷⁾。その中で、「企業法人」は「営利法人」に属し、「機関法人」は「特別法人」に属し、「事業単位法人」「社会团体法人」及び「捐助法人」などは「非営利法人」に属すると規定される。それに「民法総則」は宗教に関する新しい法人類型も創設している。すなわち、「宗教活動場所法人」である。「民法総則」第92条第2項は「法律により設立される宗教活動場所は法人条件を備えれば法人登記を申請でき、捐助法人格を取得できる。法律、行政法規の中で宗教活動場所法人に対する別の専門規定があれば、その規定に従わなければならない」と規定している。この規定に基づいて、宗教活動場所は法人格も取得でき、「捐助法人」(日本語で「寄付法人」と言える)になることができる。「民法総則」第92条第1項に基づいて、公益目的の為に寄付財産によって組織される基金会、社会服務機構などは法人の条件を備えれば、法に基づく登記により設立され、捐助法人格を取得できる。この規定によると、実質的に言えば、宗教活動場所法人は「基金会」「社会服務機構」などのような「捐助法人」であり、社会团体

(36) 社会実践の中で、「宗教活動場所」は宗教活動を展開できるが、民事活動を展開できない。なぜなら、法人格がなければ、「宗教活動場所」は一般的に民事主体と認定されないからである。それゆえ「宗教活動場所」の民事上の権利は常に侵害されるおそれがある。例えば、「仏教」の公認宗教活動場所「少林寺」は中国で知名度が高いので、「少林寺」という名称(商号、商標に類似)は他の会社に冒用される事件が常に発生している。ただし、法人格がないので、「少林寺」は民事主体ではない(即ち、原告適格ではない)と裁判所に判断されるため、自らの民事上の権利を保護することが困難となる。更に言えば、中国では、もし民事主体でなければ、銀行で法人口座を開設できないので、「少林寺」は民事活動に参加する時、多大な支障が生じると言える。そのため、中国は公認宗教活動場所の民事上の権利を保護する為に、更に、若干の公認宗教活動場所が法人になることを許容する。

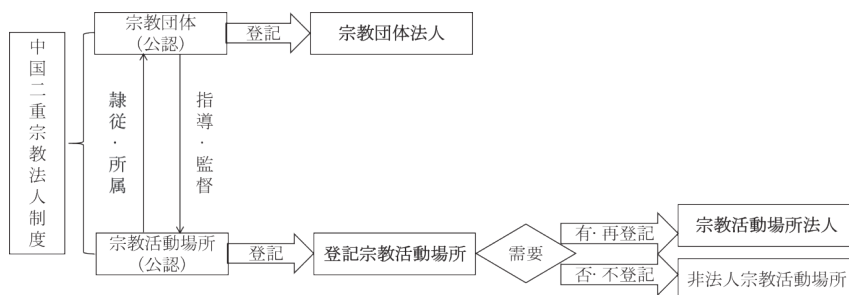
(37) 馮・前掲注(30)参照。

法人たる宗教団体法人と共に、「非営利法人」に属する。後に、2021年に施行された「民法典」（日本「民法」に相当）は「民法総則」第92条の規定をそのままに維持し第92条に受け継がれている。

「宗教事務条例」（行政法規、2005年に施行、2017年に改正）第23条によると、「宗教活動場所登記証」をもらえる宗教活動場所は所属する公認宗教団体と所管する政府宗教事務管理部門の同意を受けた後で政府民政部門に法人登記を申請でき、法人格を取得できる（政府民政部門が発行する「宗教活動場所法人登記証書」をもらえる）。よって、宗教活動場所は一旦法人格を備えれば、より良く宗教活動場所を行うことができる。それどころか、公認宗教組織に属しない宗教活動場所は「宗教活動場所登記証」ないし宗教活動場所法人格を取得できず宗教活動を行えば、政府に非合法的な宗教活動場所を運営すると認定されて閉鎖される恐れがあると言える。

現在、中国の特色ある二重宗教法人制度は、かくして正式に形成された。（図1：「中国の二重宗教法人制度の法律構造」参照）

図1：中国二重宗教法人制度の法律構造



四、二重宗教法人制度に対する法的分析

（一）二重宗教法人制度を創設する法理

上述の中国の二重宗教法人制度を振り返ると、以下の複雑な点が浮かび上

がる。

第一に、中国の宗教団体法人は宗教活動を組織できる通常の宗教組織でなく、ただ宗教事務を準行政的に管理する協会組織である。厳格に言えば、法人格を獲得する宗教団体は通常の宗教組織ではなく協会組織に過ぎず、その一方で法人格を獲得する宗教活動場所は通常の宗教組織によく似ているが実際に完全かつ本格的宗教組織だとは言えない。

第二に、宗教活動を開催する場所に法人格を賦与する。宗教活動場所法人制度の状況は以下の例えと同じである。即ち、会社という組織は法人格を獲得できず、会社の経営場所に法人格が賦与される。宗教活動を組織できる宗教組織が存在しない場合に、ただ宗教活動を開催する場所に法人格が賦与される。ここに、宗教活動場所法人という「場所法人」が誕生する。

第三に、二重宗教法人制度のもとで、宗教活動を組織できる通常の宗教組織は宗教団体法人にも宗教活動場所法人にもなることができず、法律上存在する空間がないと言えるだろう。具体的に言えば、まず、通常の宗教組織は七つの宗教組織及びその下級組織に属しない。次に、通常の宗教組織が法人格を獲得するための残る方法はある地域の宗教活動場所法人になり七つの宗教組織の管理を受けなければならないということである。ただし、もしも通常の宗教組織が真にその方法を取れば、自身が無くなる終末を迎えなければならない。ゆえに、その方法は真の選択肢ではないと言わなければならない。従って、実質的に言えば、二重宗教法人制度のもとで、通常の宗教組織は、地域の宗教活動場所法人になるという選択肢を選びにくく又は選ぼうとは思わない。しかし、それ以外に、通常の宗教組織にとって法人格を獲得して合法的に活動できる法的手段はほぼ存在しないのである。

なぜ中国はそのようにややこしい宗教法人制度を設計するのか？言い換えれば、中国が二重宗教法人制度を設計する理由は一体何だろうか？実は、以上の独特で複雑な制度設計は「党規」から生じる現代中国における独特で複雑な宗教状況に基づいて作られている。中国共産党の領導を全面的に堅持す

る党国体制に基づいて、「党规」と「国法」という二つの規範体系がある⁽³⁸⁾。例え「国法」が公認宗教（組織）と非公認宗教（組織）を明確に規定しないとしても、「党规」に属する「社会主義時期に我が国の宗教問題に関する基本的な観点と基本的な政策について」がすでに中国の宗教政策の枠組みを決め、公認宗教（組織）を明確に規定しているので、宗教問題に関する「国法」は必ずその「党规」に従って具体的な制度を設計しなければならない。「82 憲法」第 36 条第 3 項の中の「正常な宗教活動」は一体どの様な宗教活動であるか？ 現在、「82 憲法」第 36 条を具体化する専門的な宗教法律は中国では制定されていない。宗教行政法規たる「宗教事務条例」（2005 年に施行、2017 年に改正）が最高レベルの法令である。「宗教事務条例」（2005 年に施行、2017 年に改正）第 40 条、第 41 条によると、信徒は、公認宗教活動場所で公認宗教組織・公認宗教活動場所が組織し、公認宗教教職人員が主催する宗教活動のみに参加でき非公認宗教組織・非公認宗教活動場所・非公認宗教教職人員は、宗教活動を組織、主催できない。従って、信教の自由を規定している「82 憲法」第 36 条の保護対象は、非公認宗教（組織）とそれに属する国民でなく、単に公認宗教（組織）とそれに属する国民であると言わなければならない。

上述の通り、宗教法人制度に関する法律規範は党内の宗教政策に依拠しなければならない。その結果、七つの宗教組織（公認宗教組織）のみが宗教団体法人格を取得できる。言い換えれば、宗教団体法人制度は七つの宗教組織（公認宗教組織）のためにオーダーメイドされると考えられる。同時に七つの宗教組織（公認宗教組織）に属する宗教活動場所のみは宗教活動場所法人格を取得できる。言い換えれば、宗教活動場所法人制度は七つの宗教組織（公

(38) その中で、実質的に言えば、「党规」は国家の発展方向、発展路線、発展方針、発展政策などの国のあり方を規定している裏面の規範体系であって、「国法」は「党规」を貫徹して作られる表面の規範体系であると考えられる。より簡単に言えば、「党规」は「国法」の立法目的と立法精神などを決め、「国法」は「党规」の要求の具体化であって、「党规」を抵触、超越又は違反してはいけない。従って、宗教事務に関する「国法」を制定する際に、「党规」が事前に決まった宗教政策に従わなければならない。

認宗教組織) に属する宗教活動場所のためにオーダーメイドされると考えられる。これに対して、非公認宗教組織は自らの独立性を放棄して公認宗教組織に加入しない限り、非公認宗教組織及びそれに属する宗教活動場所は宗教法人制度を利用できない。つまり、非公認宗教組織及びそれに属する宗教活動場所は宗教法人制度の適用範囲内から排除され、恒常的に非合法的な状態になるだろう。

中国が宗教団体法人制度を創った目的は公認宗教組織の信教の自由(特に宗教結社の自由)の保護を実現する一方で、非公認宗教組織(特に邪教組織)を厳しく規制することであると言える。中国では、「宗教団体法人」に該当する(公認)宗教団体は合法的に活動できる。「宗教団体法人」に該当しない(非公認)宗教団体は非合法的な社会団体と認定される。その結果、宗教団体法人制度の下で非公認宗教組織(特に邪教組織)が「公認宗教市場」から排除されると言う効果が発生している。同じように宗教活動を規制する為に、中国は宗教活動場所法人制度を創る。「宗教活動場所」は、学術概念というよりも、政治概念により近くなっていると考えられる。宗教活動場所法人制度を創る最優先の目的は国民を指定された宗教活動場所(いわゆる公認宗教活動場所)のみで宗教活動に参加させることである。宗教活動場所法人制度も公認宗教組織の為に設計される。中国は公認宗教活動場所の民事上の権利を保護する為に、更に、若干の公認宗教活動場所が宗教活動場所法人になることを認めている。

よって、二重宗教法人制度は公認宗教(組織)に制度的保障を提供すると言える。

(二) 宗教結社の自由への影響

二重宗教法人制度は強い宗教規制の側面があるので、宗教的結社の自由が過度に制限される強い疑念が否定できない。外面の宗教行為を過度に規制すると、内面の宗教信仰の自由が抑圧されるという結果を招く恐れがあると言える。

元々、理論上国民が宗教活動を行うプロセスは以下の通りである。

第一に、ある宗教を信仰する国民は、内面的な信仰にとどまるだけでなく、外面的行為で自分の信仰を実践する意欲を強くもつ。

第二に、更に、個人の実践にとどまるだけでなく、個々人は自発的又は自覚的に集結し、集団として宗教団体を創立して実践することが普遍でもある。

第三に、もしも、税制優遇を獲得し、法人銀行口座を開設し、財産を有力に保護し、訴訟に参加し、又は宗教事業を順調に展開したければ、宗教団体は国家に宗教法人格を申請し、更に法人格を取得し宗教団体法人になることができる。その一方で、宗教団体は国家に宗教法人格を申請せず、無法人格の状態を維持したまま依然宗教活動を行える。

日本、アメリカなどの国の宗教現象は基本的に上述のように展開されると言えるだろう。日本、アメリカなどの国において、宗教市場が独占的でなく、自由かつ開放的なので、かの国々の宗教法人制度は、不特定の宗教組織に法人格を付与して優遇し、他の法人格のない宗教組織を宗教市場から排除する強い効果はない。従って、多種多様な宗教（組織）が同一の自由な「宗教市場」の中でほぼ自由に競り合うことができる。

では、中国宗教市場は一体どのような宗教現象が浮き彫りにされるのか？ここで米国籍の中国系の研究者であり現代中国における宗教問題をあつかう学者、楊鳳崗が提出した有名で説得力のある中国「三色」宗教市場理論に言及しなければならない。中国「三色」宗教市場理論によると、中国が宗教規制を強化する結果は、国民の宗教需要が減ることではなく、中国宗教市場がより複雑になり、三つの宗教市場がもたらされる、ということである。すなわち、公認宗教（組織）からなる合法的な「赤い宗教市場」、非公認宗教（組織）ないし邪教（組織）からなる非合法的な「黒い宗教市場」、及び合法と非合法と判断されにくい宗教（組織）（新興宗教、民間信仰などを含む）からなる「灰色の宗教市場」である⁽³⁹⁾。「赤い宗教市場」は「公認宗教市場」であり、「灰色の宗教市場」と「黒い宗教市場」は「非公認宗教市場」と考えられる。

周知のように、1978 年から中国は改革開放政策を実行し、徐々に計画経済を放棄して市場経済を導入し、遂に経済上の高度成長を遂げた。経済が成長する原因の一つは、中国が事前の強い行政規制に頼らず、市場のルールに自発的に従うべきだという考えを一部で受け入れたことにあると言われる。しかし、国民の膨大な精神需要又は信仰需要との宗教市場に対して、中国は市場を選ばず依然として計画を使って宗教市場をガバナンスしている。ゆえに、中国宗教市場においては、「市場経済」でなく、「計画経済」が今もなお実行されていると考えられる。具体的に言えば、まず、中国宗教市場においては、わずか五つの宗教という「宗教商品」が供給されている。また、七つの宗教組織のみが「独占企業」として有限な「宗教商品」を提供できる。上述のように未開放かつ独占的な宗教市場において、ある宗教組織は法人格を取得して初めて宗教市場に入って合法的に活動できるので、「二重宗教法人制度」は他の無人格宗教組織を宗教市場から排除する強い効果があると言わなければならない。従って、「二重宗教法人制度」は宗教市場に進出する資格を直接的に決定する役割を果たすと考えられる。よって、二重宗教法人制度も公認宗教市場の独占地位の確保のための制度的支えとなると言えるだろう。

「二重宗教法人制度」の確立に伴い、合法的な宗教市場のみで国民の膨大な精神需要又は信仰需要が充足されるかという大きな疑問が残るだろう。実際、非公認宗教（組織）ないし邪教（組織）の出現ないし活発化の現象は中国民間社会において非合法的な宗教市場の存在を確実に証明すると考えられる。公認宗教（組織）は「赤い宗教市場」の中で独占的な地位があっても、仮に中国の宗教市場は単一ではなく、上述の種類の宗教市場から構成されれば、公認宗教（組織）は自分の独占的な地位を維持し難いかもしれない。二重宗教法人制度を基礎とする「赤い宗教市場」が提供する「宗教商品」（公認宗教・公認宗教組織・公認宗教活動場所・公認宗教教職人員）の数と質（競争力、

(39) 楊鳳崗「中国宗教的三色市場」『中国人民大学学報』2006 年第 6 期、41-47 頁参照。

魅力)は国民の膨大な精神需要又は信仰需要を満足できないときに、「非公認宗教市場」が代替品として国民の信仰需要を充足し「公認宗教市場」の不足を補完できると考えられる。公認宗教(組織)に対して国民の参加は減りつつあり、信仰心が冷淡になりつつある一方で、非公認宗教(組織)に対して国民の参加が増えつつあり、信仰心が強まりつつある⁽⁴⁰⁾。その結果、「非公認宗教市場」は「公認宗教市場」に強く挑戦すると言っても過言ではない。「非公認宗教市場」は「公認宗教市場」の強いライバルになると言える。このまま進行すれば、いつの間にか「非公認宗教市場」の市場シェアは大幅に「公認宗教市場」の市場シェアを上回る可能性がないではないと考えられる。この時、政府はどのような厳しい取り締まり手段を取っても「非公認宗教市場」は最終的に「公認宗教市場」を代替するかもしれない。改革開放の歴史経験を照合すれば、政府が市場経済規律に従って初めて、経済は上手く発展できる。同じように、政府は宗教市場規律に従って自由で開かれたかつ秩序ある宗教市場を建設できる。

以上から、二重宗教法人制度は根本的に非公認宗教組の結社の自由を制限する法律制度であると言える。二重宗教法人制度の下で、公認宗教(組織)は「公認宗教市場」における独占的な地位を獲得できるが、中国宗教市場はより複雑になり「非公認宗教市場」を生み出す⁽⁴¹⁾。宗教規制が厳しければ厳しいほど、「非公認宗教市場」はより活況になるかもしれない⁽⁴²⁾。その矛盾を解決する為に、中国は邪教組織を厳しい取り締まる同時に、段々と邪教組織に属しない非公認宗教組織に法人格を賦与すべきであると考えられる。より自由で開かれたかつ秩序ある宗教市場が形成されて初めて、社会はより平穩

(40) ロバート・J・バロー、レイチェル・M・マックリアリー(田中健彦和訳、大垣昌夫解説)「宗教の経済学——信仰は経済を発展させるのか」(慶應義塾大学出版会、2021年)24-30頁参照。

(41) 楊・前掲注(39)41-47頁参照。

(42) 楊・前掲注(39)41-47頁参照。

で調和のとれたものになる⁽⁴³⁾

(三) 宗教問題についての諸争点の提示

二重宗教法人制度は、権利保護の視点から見れば、一連の宗教問題を引き起こすかもしれない。本稿では、以下の現代中国における真の宗教問題についての争点をまとめて提示してみよう。

1. 非公認宗教組織の登記の問題

上述のように、二重宗教法人制度の元で現代中国における最大の宗教問題は「非公認市場」にある非公認宗教組織の登記問題である。二重宗教法人制度は非公認宗教組織の結社の自由を制限する可能性がある。事実上中国の宗教市場の中には数多くの非公認宗教組織が存在するが、それらは合法的な法人格を獲得できない。その結果、非公認宗教組織の結社の自由が侵害されるだけでなく、非公認宗教組織に参加する国民の信教の自由が著しく制限されている懸念が否定できない。したがって、二重宗教法人制度を改善する必要性が十分あると考えられる。

2. 説教・布教などの宗教行為の自由の問題

まず、自国民たるキリスト教徒の宗教行為の自由の問題がある。上述のように、公認宗教組織は公認宗教活動場所で公認宗教教職人員が主催する宗教活動を展開できる。その宗教活動は礼拝活動、説教・布教活動などを含んでいる。また、「宗教事務条例」(2017年に改正)第56条第2項は、あらゆる組織又は個人が公益慈善活動を利用して布教することを禁じる。例え公認宗教組織でも、公益慈善活動を利用して布教はできず、宗教活動を行うことは厳格に管理されるのであるから、非公認宗教組織はなおさらである。もしも非公認宗教組織が宗教活動を行えば、非合法社会団体として非合法的な宗教活動を行うと政府に認定されて処罰される可能性がある。

外国人キリスト教徒の宗教行為の自由の問題もある。「外国人宗教活動管理

(43) 楊・前掲注(39) 41-47頁参照。

規定施行細則」(2010年に改正)第17条にとると、外国人は中国の国内で以下の布教活動を展開することを禁じる。(1) 中国の国民の中で宗教教職人員を任命すること、(2) 中国の国民の中で宗教信徒を増やすこと、(3) 恣意的に公認宗教活動場所で説教すること、(4) 政府の批准なく、非公認宗教活動場所で説教し、宗教集会活動を行うこと、(5) 宗教活動場所臨時場所で中国国民の参加する宗教活動を行うこと（招待されて宗教活動を主催する公認中国宗教教職人員を除く）、(6) 宗教書籍、宗教録音・録画製品、宗教電子出版物を作って販売すること、(7) 宗教宣伝品を配ること、(8) 他の形式の布教活動。

以下、中国キリスト教を例として説明する。「愛国」「独立自主」「自治」「自養」「自伝」という原則の指導のもとで、公認宗教教職人員のみは公認宗教場所のみで説教・布教でき、外国人は基本的に中国で布教活動を展開できない。例外があるが、「外国人宗教活動管理規定施行細則」(2000年に施行、2010年に改正)第6条によると、外国宗教教職人員は公認宗教組織の招待を受け、公認宗教活動場所のみで説教・布教できる。言い換えれば、政府に許可される場所で許可される外国宗教教職人員のみは限定的・布教に説教でき(中国化の教義)、それ以外に、外国人は公の場でも私の場合でも中国人に説教・布教できないと言えるだろう。それだけでなく、國務院新聞辦公室が発表する『『中国保障宗教信仰自由的政策和实践』白書』(2018年)によると、外国人と外国組織は中国国内で宗教組織、宗教代表処(日本語で「宗教支部」と言える)、宗教活動場所と宗教院校を創立し、宗教留学生を受け入れ、中国国民を入信させ、宗教教職人員を任命し、及びその他の布教活動をすることを禁じられる⁽⁴⁴⁾。従って、二重宗教法人制度の下で外国人の説教・布教などの宗教行為の自由は広範囲に厳しく制限される。

インターネットにおける宗教情報の管理問題もある。現在、情報技術の発

(44) 中・前掲注(12)参照。

展に伴い、宗教組織はインターネットを利用して効率的に説教・布教できる。「宗教事務条例」(2017年に改正)、「インターネットにおける宗教情報服務管理弁法」(2022年に施行)に基づいて、宗教組織はインターネットで宗教情報に関するサービスを提供するには、事前に政府宗教事務管理部門が発行する「インターネットにおける宗教情報サービス免許」を取得しなければならない。当然ながら、非公認宗教組織がそのような免許を取得することは有り得ない。非公認宗教組織はインターネットで宗教情報に関するサービスを提供すれば政府に処罰されるかもしれない。

3. 宗教教職人員の認定と社会福祉の問題

「宗教事務条例」(2017年に改正)第36条、第37条、第39条によると、宗教教職人員は公認宗教組織の認定又は同意をうけ、そして政府宗教事務管理部門に備案(日本語で「届出」と言える)をした後、公認宗教教職人員になり宗教教務を行え、公認宗教活動場所の主要な教職を努め、社会保障体系に加入できる⁽⁴⁵⁾。特に、藏伝仏教の活仏の伝承と相続は公認仏教組織の指導下で省レベル以上の宗教事務管理部門又は人民政府の批准を受けなければならない。カトリック教会の主教は公認全国レベルのカトリック教組織認定又は同意、そして国務院宗教事務管理部門の備案を受けなければならない。しかし、非公認宗教組織は常に非合法的な社会団体と認定されるので、非公認宗教組織の教職人員は非公認宗教教職人員と見なされることになる。更に、非公認宗教教職人員は公認宗教教職人員のように社会保険に加入できず、彼らの社会福祉問題が発生するという懸念があると言える。

4. 宗教詐欺と宗教財産保護の問題

「宗教事務条例」(2017年に改正)第41条、第57条、第74条によると公

(45) 国務院新闻办公室が発表する「中国保障宗教信仰自由的政策和实践」白書(2018年)によると、2013まで、公認宗教教職人員はほぼ社会保障体系に加入し、その中で、医療保険の加入率は96.5%であり、国民年金の加入率は89.6%であり、一定の条件を満たす人は全部最低生活保障を受けることができる。中・前掲注(12)参照。

認宗教組織、公認宗教活動場所のみは国内外組織と個人の寄付を受けることができ、非公認宗教組織、非公認宗教活動場所は宗教的な寄付を受けられない。法律実務の中に、非公認宗教組織の指導者は非公認宗教教職人員ではないので、信教の寄付（例えば、キリスト教徒の「十一寄付」）を受ければ、宗教教職人員を偽り金銭を詐欺するという「宗教詐欺」と政府に認定されて処罰されるかもしれない。そして、非公認宗教組織は法人銀行口座を開設できないので、信徒の個人銀行口座を用いて教会財産を管理しなければならない。信徒が宗教組織の財産を横領する道徳リスクと法律リスクが同時に存在する。その結果、非公認宗教組織の財産は公認宗教組織の財産ように法的に保護され難い。

5、宗教二世に対する宗教教育の問題

近年、宗教二世に対する宗教教育の問題は中国においても段々浮き彫りにされている。この問題を論じる際に、国家の教育権力、父母の（宗教）教育権利と児童の教育を受ける権利という三者の関係を丁寧に再考した方が良いと考えられる。中国「82憲法」第19条、第36条第3項、「義務教育法」（2018年に改正）第2条、「未成年者保護法」（2020年に改正）第17条第5号などの国内法の規定に基づいて、国家は子供に強制的に義務教育を受けさせる権力があり、逆に言えば、父母は子供に義務教育を受けさせなければならない義務がある。しかし「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第18条第4項（「信教の自由」条文）によると、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は父母が子供に自身が信奉する宗教教育又は道徳教育を受けさせる権利があるということを確認している。ただし、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を中国は批准していないので、中国で法的拘束力がない。それにもかかわらず、「児童の権利に関する条約」第14条2項の規定から、父母が子供に宗教教育を行う権利があることが導き出されられる。また、「児童の権利に関する条約」は1992年に中国で発効したため、法的拘束力がある。同時に、「児童の権利に関する条約」第14条第1項によると、児童も信教の自由を有し、

そこから子供は自分が欲する宗教教育を選択する権利があると推察される。それに、両国際条約の中で、宗教教育権は「信教の自由 (の条項)」の保護範囲に属していると見られる。

「宗教事務条例」(2017 年に改正) 第 44 条、第 70 条第 2 項によると、宗教組織は宗教学校以外の学校及び他の教育機構で布教することを禁じられる。中国「教育法」(1995 に施行) 第 8 条第 2 項によると、国家は教育と宗教の分離を実行し、あらゆる組織と個人は宗教を利用して国家の教育制度の妨害活動を行うことができない。「インターネットにおける宗教情報服務管理弁法」(2022 に施行) 第 14 条第 8 号は、インターネットにおける宗教情報は以下の内容を含むことを禁じている。それは未成年者を宗教に勧誘し、又は未成年者を宗教活動に参加させることを組織し強要することである。「湖北省宗教事務条例」(2020 に施行) などの地方条例は、あらゆる組織又は個人は未成年者を宗教活動に参加させることを組織し誘導し強要することを禁じている。上述の関連法令の規定を照らし合わせると、中国で父母が子供に説教・布教などの宗教教育を行った場合、それは合法か違法かという大きな法律上の懸念が生じている。具体的に言えば、父母が自身の宗教信仰を子供に伝える行為は強制的な「布教」の行為に該当するかどうかであり、誰がどのような基準を採用して「強要」「自発」という要件を判断するのか、ということである。

上述のように、宗教信者たる父母が教義に基づいて宗教教育を行えば、父母の宗教教育の権利(本質上、父母の信教の自由)と国家の教育権力の間に相互対立又は相互衝突が発生するかもしれない。それだけでなく、宗教二世が自分が欲する宗教教育を選択する権利(児童の教育を受ける権利)も十分に尊重されるべきである。

五、終わりに

本稿は、宗教学の視座から中国の二重宗教法人制度の法律構造を解き明

かすことに取り組んでいる。本稿の考察によると、二重宗教法人制度は、非公認宗教組織（邪教組織を含む）と宗教活動に対する締め付けを通じて、国民の生命、身体と財産を守り良い社会秩序を維持する役割を果たしているが、宗教的結社の自由が過度に抑圧されると言う副作用をもたらすかもしれない。

改革開放以降、中国は「公認宗教」と「非公認宗教」を区別する「中共中央〈1982〉第19号文書」による宗教政策を指針として、二重宗教法人制度を段階的に設計する。あえて言えば、現代中国では既に自身の特色ある、成熟した宗教法人制度を強固に形成している。これから、二重宗教法人制度は長期にわたり維持されると予測できよう。二重宗教法人制度はある程度で非公認宗教組の結社の自由を制限する法律制度である。二重宗教法人制度を通じて、公認宗教（組織）は「公認宗教市場」における独占的な市場地位を獲得する一方で、中国宗教市場はより複雑になり「非公認宗教市場」を生み出す。自由で開かれたかつ秩序ある宗教市場が形成されて初めて、社会はより平穏で調和のとれたものになる。二重宗教法人制度の下で、中国の宗教市場及びその中での宗教結社の自由がどのように具体的に変化するか継続的に注目する必要がある。

上述のように、宗教法人制度の設計の難点は、如何に信教の自由の保護と宗教規制の間のバランスを実現させるかにある。日本においても、その難点にも直面しているはずである。ただ、日中は置く重点が異なる。簡潔に言えば、中国の宗教法人制度は宗教規制に過度に偏っていることを是正し、信教の自由の保護範囲を拡大する為に、宗教法人制度の適用範囲を如何にして、邪教（組織）に属しない非公認宗教（組織）に拡大するのかを考察することは大きな改善点になる。それに反して、日本の宗教法人制度は信教の自由の保護に過度に偏っているといえよう。地下鉄サリン事件、靈感商法のような宗教詐欺事件などの一連の宗教に関する事件も多発している。近時、日本では宗教規制を増強する主張（例えば、財産保全の規則の制定、解散命令が確定した

後の規制の強化など) が次第に浮き彫りにされている⁽⁴⁶⁾。従って、日中は互いに相手の有益な経験を参考にする必要があると考えられる。将来、中国が特別な宗教法制を制定する可能性を完全に排除することはできないので、今後、如何に二重宗教法人制度を改善していくかは中国の宗教事務管理上の重要な課題になる。

(46) 多田文明「宗教法人法の不備が浮上 旧統一教会に、詐欺・悪質業者が行うような財産の散逸・隠匿をさせてはならない」(2023 年 6 月 25 日)、<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/4e120119fb36f2e73da4455759fba8a74e4616cc2023512> (最終閲覧日 :2024 年 5 月 12 日) 参照。